

電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金(追加分)のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯を支援するため給付金を支給します。

支給概要	
対象世帯	基準日（令和5年12月1日）において大村市に住民登録があり、 世帯全員の令和5年度分の住民税が均等割のみ課税 である世帯 ※世帯全員が 住民税均等割 が課されている人の扶養親族である世帯を除きます。（裏面参照） ※租税条約による住民税の免除を届け出ている人がいる世帯を除きます。
受給権者	基準日時点で支給要件を満たす世帯の世帯主 ※世帯主に代わり、代理人として確認書の提出ができる人は下記の(1)～(3)のいずれかに該当する人です。 (1)基準日時点で世帯主と同一世帯の人 (2)法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人） (3)親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている人などで大村市長が特に認める人
支給額	1世帯当たり 7万円

手続き	
確認書の提出	同封の確認書に必要事項を記入し、 返信用封筒により郵送 で提出 ※記入漏れ、添付資料漏れがないよう、提出前に内容をよくご確認ください。
提出期限	令和6年4月30日（火）当日消印有効
その他	●支給要件に該当する人で、期限までに提出がなかった場合などは、本給付金の支給を辞退したものとみなします。 ●支給要件に該当しない場合又は本給付金を受給しない場合は、返送の必要はありません。 ●詳しくは、別紙の「記入例」及び「よくある質問」をご確認ください。

窓口の混雑を避けるため、確認書は**郵送**で提出をお願いします。

【お問合せ先】

大村市福祉総務課 給付金係

電話番号 (0957) 46-5256

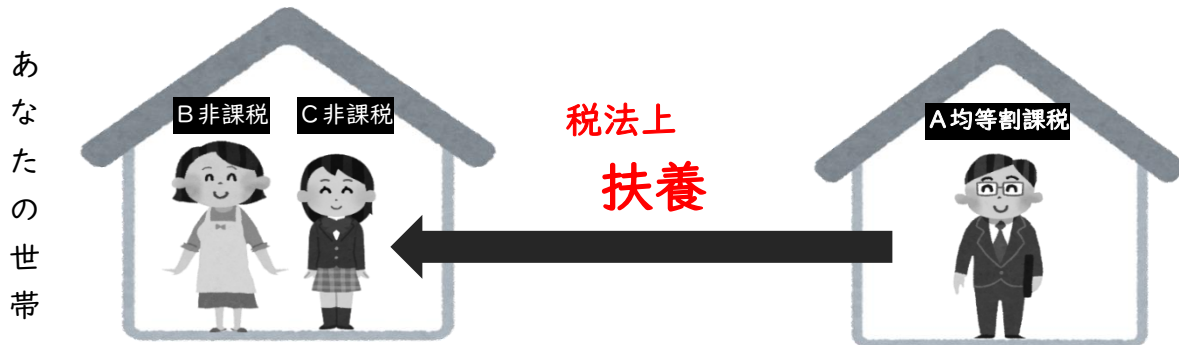
受付時間 9時～17時（土日祝を除く）

ご注意ください！！
下記の事例に該当する場合は、支給対象外です。

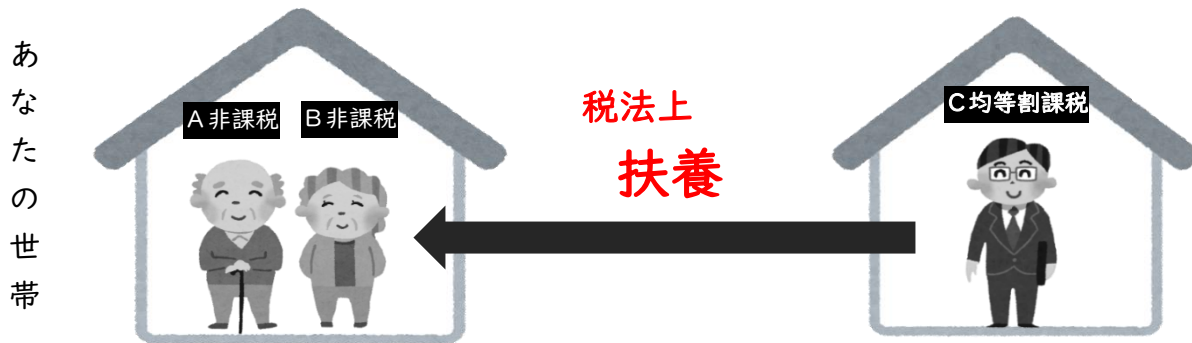
下記の例に該当するかご不明な場合は、同一住所で住民票を分けている親族又は別居している親族に「あなたを扶養することで税の控除を受けている人がいないか」確認をしてから提出してください。

「住民税均等割が課税されている他の親族等（親・子・配偶者など）の扶養を受けている者だけで構成される世帯」（例）

例1 配偶者B（非課税）と子C（非課税）の世帯で、別世帯A（均等割課税）の扶養を受けている場合



例2 世帯主A（非課税）と配偶者B（非課税）の世帯で、別世帯の子C（均等割課税）の扶養を受けている場合



例3 大学等へ進学し、親A（均等割課税）から離れ生活する子C（非課税）が扶養を受けている場合

